

【z216】技能労務職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	一 ボイラー技士、調理員、甲板員、操機員又は <sup>チュウ</sup> 司厨員(以下「技能職員」という。)の職務
	二 用務員の職務
二級	一 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務
	二 高度の経験を必要とする用務員の職務
三級	一 主任ボイラー技士、主任調理員、甲板長、操機長、 <sup>チュウ</sup> 司厨長、主任甲板員、主任操機員又は主任 <sup>チュウ</sup> 司厨員(以下「主任技能職員」という。)の職務
	二 主任用務員の職務
	三 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務
	四 特に高度の経験を必要とする用務員の職務
	五 専門員の職務
四級	一 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務
	二 高度の経験を必要とする主任用務員の職務
五級	一 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務
	二 特に高度の経験を必要とする主任用務員の職務